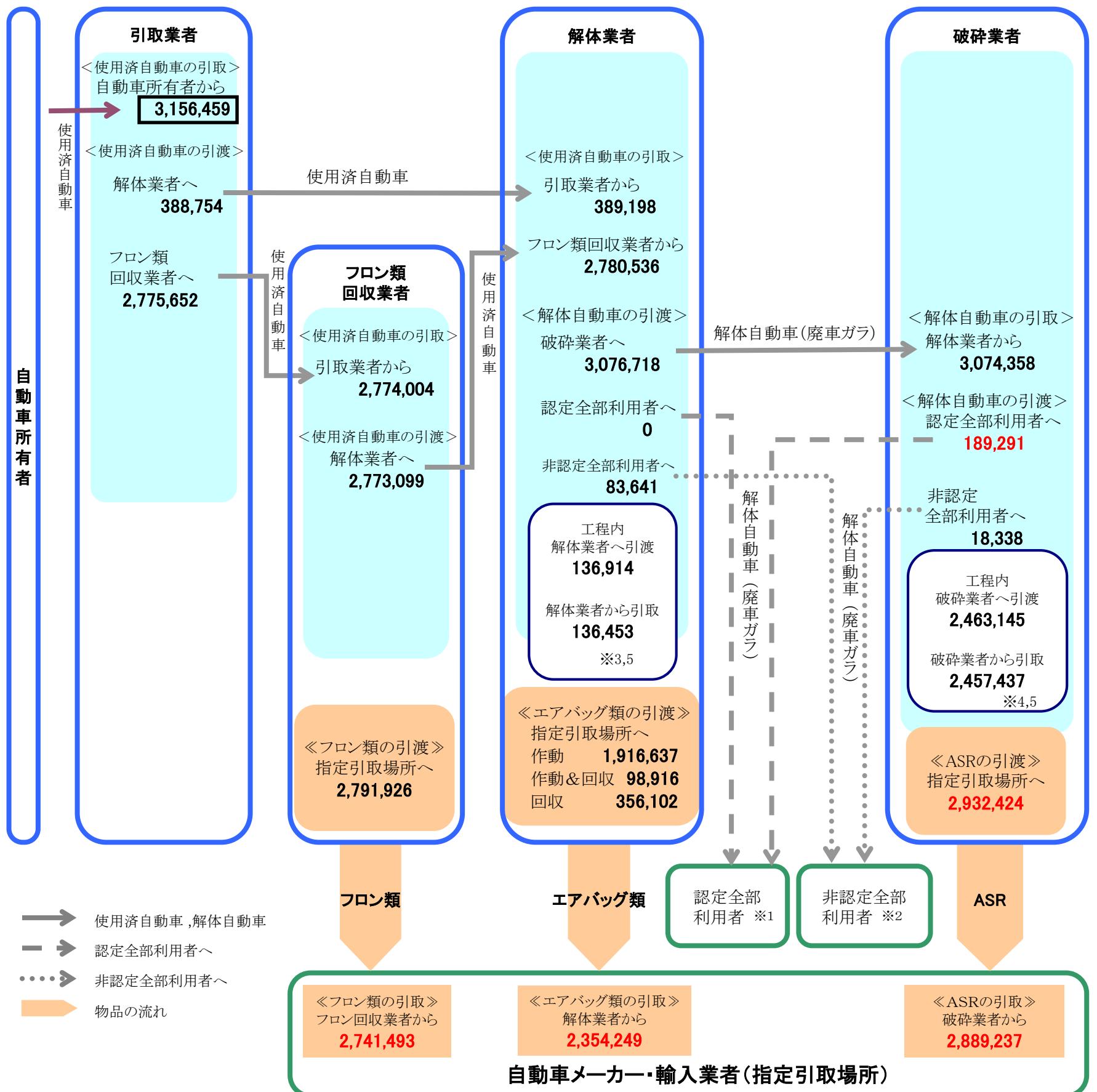


移動報告状況（2015年4月～2016年3月）

(単位:件)



- ※1. 認定全部利用者 ... 主務大臣の全部再資源化認定(法第31条認定)を受け、電炉・転炉に解体自動車(廃車ガラ)を鉄鋼の原料として投入しリサイクルする業者。
- ※2. 非認定全部利用者 ... 解体自動車(廃車ガラ)を電炉・転炉に投入したり、輸出を行う業者。
- ※3. 解体工程内引取 ... 有用な部品、材料等の再資源化を推進するため、解体業者が他の解体業者へ引き渡すことがある。
引渡が発生する理由
- ※4. 破砕工程内引取 ... 破砕前処理工程のみを行う破砕業者(プレス・せん断処理業者)は、解体自動車を他の破砕業者(シュレッダー業者)へ引渡すことがある。
引渡が発生する理由
- ※5. 工程内引渡と引取 ... 引渡報告があった後の引取報告について、遅延報告までの期間については解体自動車等の収集運搬等に
の数字が乖離する理由 必要な期間として一定期間認められている。そのため、引渡報告があっても引取報告をしていない場合がある。